

福井県福祉サービス第三者評価基準

～評価の考え方(ポイント)と着眼点～

【保育所版】

〔基本・固有項目〕

平成23年8月改訂

福井県第三者評価基準等委員会

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。 1

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しており、法人と保育所の使命・役割を反映している。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには福祉サービスの質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 保育所においては、法人・保育所の理念に基づいた保育・保育サービスの実現を目指すために保育理念を明文化し、それに基づいた運営を行うことがのぞまれます。
- 特に保育所保育指針では、保育の目標は「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」「保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。」とされています。保育所の保育理念は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法等に基づき、「子どもの最善の利益」と「福祉の増進」を考慮した、子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、役割等に関する考え方が具体的に示されていることが必要です。
- それぞれの理念は、法人や保育所の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営、保育所運営を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や利用者等へわかりやすく伝えることを前提として明文化されていることが必要となります。
- 1法人で保育や介護など多様なサービスを提供している場合は、法人の理念に基づき、各事業所の実情に応じて事業所ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・保育所の理念、保育理念が文書（事業計画等の法人・保育所内で作成される文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・保育所の理念から、法人・保育所が実施する保育・保育サービスの内容や特性を踏まえた法人・保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。

□ 保育理念から、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。

言葉の定義

保育理念：保育所が保育を実施する上での根本的な考え方などを示す。

保育：本評価基準では、主に保育の内容に関する事項を「保育」と定義する。

保育サービス：一般的には保育所の利用者（通常の利用者だけでなく、地域の子育て家庭も含む）に対する業務全般を指すが、本評価基準では、特に延長保育や夜間保育、障害児保育、子育て支援等、保育に関連する運営的な側面を「保育サービス」と定義する。

公的な書類：施設長の責任の下に作成している書類や掲示物等を指す。

本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人の理念や基本方針、保育理念と基本方針を達成するためにふさわしいものであるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。

I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。 2

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・保育所の理念、保育理念に基づいて保育所が持つ役割や機能、保育に対する考え方や地域との関わり方等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子どもへの接し方、保育・保育サービスへの具体的な取組を理念に基づいて行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する保育・保育サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該保育所に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・保育所の理念、保育理念とあわせて、実施する保育・保育サービスに関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や保護者等へわかりやすく伝えることを前提としていることも、法人・保育所の理念、保育理念と同様です。

評価の着眼点

- 基本方針が文書（事業計画等の法人・保育所内で作成される文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・保育所の理念、保育理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

言葉の定義

基本方針：保育理念を具体化するための取組の基本的な指針、方向性をさす。

I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。

I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。 3

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 理念や基本方針は、保育に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と共通理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、保育所に雇用される全ての職員を指しています。
- 施設長や主任保育士等、リーダー的立場の職員が常に役割や使命、将来的目標を明確にしていることが大切です。

評価の着眼点

- 理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 理念や基本方針は、保育所の保育に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、保護者や、さらに地域の住民、関係機関等にも広く周知し、説明責任を果たすことが必要となります。保護者や地域の住民、関係機関等に対して理念や基本方針を周知することによって、実施する保育・保育サービスに対して理解が得られ安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。
- 保護者や地域の住民、関係機関等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知のためにどのような工夫をしているかについても評価の対象となります。
- 評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において保護者や地域の住民、関係機関等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

- 理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成し、理解しやすいような工夫を行っている。
- 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
- 理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を地域の住民へ向けて、理念や基本方針、保育所で行っている活動等を説明した印刷物や広報紙等を配布している。
- 理念や基本方針を保健センター、医療機関、小・中学校、NPO、子育て団体等の関係機関に対して資料を配付するとともに、説明をしている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

I-2 事業計画の策定

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。 5

【判断基準】

- a) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期の計画を策定している。
- c) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域や法人の規模等によっても状況が大きく異なり、それぞれの施設の置かれている状況を考慮して評価することが求められます。子どもの人口の多い地方・少ない地方、1法人1施設・1法人多施設といった法人の規模等によっても異なります。また、公立保育所、公設民営等については、自治体における行動計画等も参考にしながら、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。
- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。（本評価基準における「中・長期」とはおおむね3～5年を指すものとします。）
- また、収支計画については、人件費の増減、年齢別の子ども数の増減、増改築等の特別の支出については、把握・整理しておくことが必要です。
- 本評価基準では、保育の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな保育サービスの実施といったことも含めたビジョン（目標や展望）を明確にし、そのビジョン（目標や展望）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 理念や基本方針の実現に向けたビジョン（目標や展望）を明確にする。
 - ii) 明確にしたビジョン（目標や展望）に対して、保育内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、ビジョン（目標や展望）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 具体的な中・長期計画を達成するための収支計画を策定する。
 - v) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 質の高い保育を行うためのビジョン（目標や展望）を明確にしている。
- 保育内容、組織体制（職員体制、人材育成等）、設備の整備等の現状を分析し、園の良さや独自性等を再確認するとともに課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、園の良さや独自性等の更なる充実と明らかになった課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて再確認や見直しを行っている。
- 事業計画を踏まえた予算書が策定されている。
- 予算書と実績との対比・分析がなされており、対応を検討している。
- 人件費の増減の予測を行っている。
- 地域の年齢別の子ども数の増減を把握している。
- 増改築等の特別の支出の必要性を把握している。

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容及び中・長期の収支計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容も中・長期の収支計画の内容も反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。
- なお、事業計画には収支の裏付けも欠かせません。そのため、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画（予算等）の内容を反映していない場合は「b」となります。

評価の着眼点

- 事業計画には、施設改修、人材育成、子育て支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等によって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 事業計画は、中・長期の収支計画の内容を反映している。

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。 7

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、各計画の策定にあたり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては保護者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や利用者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するために行うものです。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。
- 評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果について年度ごとに達成状況を園評価し、次年度の事業計画に反映されているかについて、継続した事業計画の比較等で確認します。
- なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画や中・長期の収支計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

- 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
- 評価の結果に基づいて各計画の再確認や見直しを行っている。
- 一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

【判断基準】

- a) 事業計画を職員に配布して周知をはかるとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を職員に配布して周知をはかっているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では事業計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 事業計画を配布し、会議や研修において説明している。
- 事業計画をわかりやすく説明し、職員も参画している（意識を高める）ことが理解しやすいような工夫を行っている。
- 職員に対して、事業計画の進捗状況を報告、確認し、継続的な取組を行っている。

【判断基準】

- a) 各計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共通理解されることが大切です。
- 評価方法は、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取しその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画を保護者会等で資料をもとに説明している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。 10

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第7章では、保育所の社会的役割や社会的責任の大きさから「施設長の責務」として「保育所の役割や社会的責任を遂行するために、専門性の向上に努めること」、「職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めること」、「課題を踏まえた研修及び、職員の自己研鑽に対する指導や助言に努めること」が示されています。
- 施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い保育の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。
- 具体的な取組については、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任について表明し、専門性の向上に努めている。
- 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、明確化されている。

公立保育所については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第7章では、「保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性の向上に努めること」とされています。
- 保育所が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や事業者としての倫理を踏まえて事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉・教育分野に限らず、消費者保護に関連する法令や雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの、また保育に関連する通知等についても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。 12

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第78条には、経営者は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない」とされています。
- 保育所保育針第7章2には「施設長の責務」として「保育の質及び職員の資質の向上のため（略）必要な環境の確保に努めなければならない」と明記されています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせて園の良さや課題を把握し、それを組織全体に明らかにして保育の質の向上に向けた取組を行うよう指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長が園の良さや課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、保育の質に関して園のよさや課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、子どもの最善の利益を考慮するという保育所保育の基本に基づき、経営や業務の効率化と改善という課題を常に視野に入れて保育所を運営していくことが求められます。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が、安定的かつ良質な保育の実施には不可欠となります。なお、これらは単純なコスト削減ではありません。
- 施設長は、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、子どもの最善の利益を考慮し経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。 14

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、事業経営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握しているかどうかを評価します。
- 社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 子どもの数や世帯構成等について、保育所が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

【判断基準】

- a) 経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、経営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、経営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的にコスト分析や在園児の推移等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知したり、一緒に検討している。

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」によることが求められます（下記、外部監査の考え方参照）。
- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましい」としています。
- 上記専門家による指摘事項、アドバイス等は、適切な財務管理や会計処理を確保するだけでなく、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報として位置付けることもできます。
- 本評価基準では、上記専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 外部監査の考え方（※）

1. 外部監査の趣旨

広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。

2. 外部監査の範囲

- ① 公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査
- ② 公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
- ③ 財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査が含まれるものであること。

3. 外部監査の実施者

外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。

なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

出典：平成15年度社会・援護局主管課長会議資料（平成16年3月2日）※

評価の着眼点

- 外部監査を定期的に実施している。
- 外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、経営改善を実施している。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。 1.7

【判断基準】

- a) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率等のほか、障害者等雇用への配慮といったことも含めて検討される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人等で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該保育所に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 有資格職員の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つこと、です。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。人の評価に関わる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、健全な組織では当然のこととも言えます。
- したがって、施設長側が職員に対して実行を期待している仕事の内容を示すこと、職員側は自らの目標や仕事の達成度についての自己評価を伝えることが重要であり、そのための面接を行うことが基本となります。
- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、職員数が一定規模を超える場合には、管理職、リーダー等が重層的になることから、基本的には、職員の職務遂行にあたっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定められた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用すること、と言えます。
- 保育所の多くが1法人1施設という規模の小さな組織となっています。人事考課と人材の育成とを関連付けるとき、組織固有に求められる能力について具体的設定が重要となり、考課にあたっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人ひとりの資質や能力を生かした将来像を見据えながら、自己評価と関連付けて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、保育所においては上記の趣旨を踏まえ、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要となります。したがって、上記判断基準における「客観的な基準」とは、施設長等が面接時に期待している仕事内容を明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 施設長を始め、職員が人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 職員数が少ないところについては、職務に関わる個別面接を年1回以上行っていること（以下は必ずしも必要ではない）。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られ職員の意識向上につながっている。
- 職員一人ひとりの自己評価と関連付けて人事考課を実施している。

言葉の定義

人事考課：「成績考課」（仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など）、
「情意考課」（規律性、協調性、積極性、責任性など）、「能力考課」（知識・技能、実行力、指導力、判断力など）の3点から行われるのが一般的です。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。 19

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。労働法令の遵守は当然のこととして、職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、さらなる改善に向けた取組を人材や職員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握、職務分掌に基づく保育等への取組の実態や意向の把握、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）第3に規定される人材確保の方策のうち、1. 労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福祉厚生事業の推進を図っているかどうかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、または関係機関等と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 働きやすい職場の雰囲気やコミュニケーションがうまく取れるような具体的な配慮を組織として行っている。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 21

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第7章では、「保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」とされています。
- また、「職員の資質向上に関する基本的事項」として、「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること」とされています。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、技術水準や専門性の向上といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 職員の教育・研修に関する基本的姿勢・研修体制を明示し、保育の質の向上のために定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければなりません。したがって、連続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、保育の質の向上に対する取組の一環と位置付けることはできません。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修も対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性（知識や技術、判断）の向上に向けて、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 保育・保育サービスのニーズの多様化により、幅広い専門性が求められることから、外部・内部研修等研修の方法や種類等を整理し、また職員間で学び合う体制作りも必要です。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

- 組織が目指す保育を実施するために、基本方針や中・長期計画や事業計画等の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している保育や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画や事業計画の中に、組織が職員に求める専門性を明示している。
- 組織としての研修の目的や方法を明示している。

言葉の定義

外部研修：主に保育所外において実施される研修を指す。

内部研修：保育所内において実施される意図的・計画的・組織的な研修を指す。

Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。 22

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第7章の3「職員の研修等」では、「自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない」、「他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていく」ことが示されています。
- 具体的な研修の実施について第7章の1では、「保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと」、「常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること」とされています。
- また、施設長の責務として、職員の資質向上のために「必要な環境を確保に努めなければならない」ことが示されています。特に、内部研修は実践を通して質を高めるためには有効な手段となります。
- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる知識や技術等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人ひとりの職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 個別の職員の知識、技術水準、技能の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 園の状況に合わせて様々な手法により研修を行っている。

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 施設長は、自らの施設の研修体制とその結果を自己評価することにより改善、向上を目指すことが望まれます。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を発表する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 研修担当者を設置し、体系的、計画的に評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。 24

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていない等、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 次代の保育を担う人材を育成することは、保育所の社会的責務の一つです。地域の特性や保育所の規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢を明確にするとともに、効果的な実習が行われるように、体制が整備される必要があります。
- 本評価基準では、組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となります。
- 組織として基本的な考え方・方針を明確にした上で、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。
- 受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、保護者等への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な子どもや保護者への配慮が求められます。本評価基準では、子どもや保護者に配慮した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、子どもの様子への配慮の具体的な取組等について聴取します。
- なお、本評価基準では、保育士資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。
- さらに効果的な演習が行われるよう工夫しているか確認します。具体的には、①実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校側との連携を強めるための取組を行う、③実習生の種別等に考慮したプログラムを用意する、等が考えられます。

評価の着眼点

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明している。

- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れにあたっては、保育士養成校との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- 保育士養成校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

言葉の定義

保育実習：平成23年度改正の保育士養成課程において、「保育実習」はより重視されるようになってきている。後進の育成という意味において、可能な範囲での積極的な受入れや適切な指導が望まれる。

効果的な育成プログラム：実習指導者と養成校との連携により作成された（確認された）、明確な目標や具体的な取組。

Ⅱ-3 安全管理

Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。 25

【判断基準】

- a) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章2「環境及び衛生管理並びに安全管理」（2）「事故防止及び安全対策」において、「保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと」とされています。
- 健康の保持や安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 健康の保持や安全確保の取組は、組織的・継続的・計画的に行われなければその成果は望めません。そのため、マニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことが、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした健康の保持や安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、健康の保持や安全確保のために把握すべきリスクには、①衛生上のリスク、②感染症及び急病のリスク、③けがや事故等のリスク、④不審者の侵入等のリスク等、子どもに関する様々なリスクを含みます。
- 感染症の対応は、予防及び発症時に感染を広げないための対策や保護者への周知が重要となります。感染症発症時の保護者への周知については、子どものプライバシーに配慮することが必要となります。

評価の着眼点

- 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者（担当部署）を設置し、担当者を中心にして、定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- 検討会や周知のための研修を定期的に行い、全職員が参加している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- リスクの種類別に、ガイドライン等を基にマニュアル等を作成し全職員に周知している。
- 保護者への情報提供が適切になされている。

Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。 26

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雨、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雨、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、大雨、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者の安全を確保するためには、保育上のリスク対策のみならず、災害等に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に保育所においては、利用者の安全を確保するとともに保育や子育て支援を継続することが求められます。「事業の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、利用者及び職員の安否確認の方法を確認し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- 新入、進級時や訓練の際に災害時の対応について保護者と話し合ったり保護者への引継ぎの方策などを決めておくことなどが挙げられます。
- 災害時に保育所が地域の避難所になることも想定されるので、日頃からの地域との連携が大切です。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時に対応できるマニュアルがあり対応体制が決められている。
- 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- 地元の消防署、警察、自治会など連携するなど工夫して訓練を実施している。

【判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章の4では、子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長の「最終的な責任」について明示されています。
- また、「全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて計画的に取り組むこと」とされ、保護者との連携・周知や市町村や関係機関との連携と協力が得られるよう努めることが明示されています。
- 本評価基準のポイントは、組織として子どもの安全を脅かす事例の収集（ヒヤリハット）を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また、継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。（子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。）

評価の着眼点

- 子どもの安全を脅かす事例の収集を職員の参画のもとで検証し、その仕組みを整備した上で未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 事故防止のためのチェックリスト等があり活用している。
- 遊具や備品等の安全基準や規格について理解し、定期的に専門的点検を行うなどしている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。 28

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが地域の人々と交流を持つことは、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために大切なプロセスです。保育所は、子どもが身近な場での社会体験を積むことを基本姿勢とし、そのために地域の理解を得るための取組を行うことが求められています。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と保育所の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。保育所が、地域社会の一員としての社会的役割を果たし、同時に地域の協力の中で子どもが育つためにも、地域の理解を得るための積極的な取組が必要です。
- 本評価基準では、子どもと地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもが社会体験を積む具体的な取組と同時に、地域に対して、保育所や子どもへの理解を深めるための取組を評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となりますが、保育の計画や記録等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 保育所と地域との関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から基本的な考え方を計画等に位置付けている。
- 基本的な考え方や計画に基づいて実践・評価を行い、次の計画の作成に生かしている。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、職員間で共通理解がされている。また、文書や掲示等で保護者等に情報を提供している。
- 子どもが地域の行事や活動に積極的に参加する機会や職員やボランティアが協働する体制が整っている。
- 地域の人々との交流の機会を定期的に設けている。
- 民生委員・児童委員や自治会、NPO等の地域団体と連携した取組を行っている。
- 中高生などの保育体験を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。

言葉の定義

地域：基本的には保育所がある町内等、自治会がカバーするようなコミュニティを想定しているが、保育所と時間的、距離的、かつ住民意識としてつながりを持ちうる範囲すべてを指す。たとえば、自治会、地域のNPO等の団体、学校、福祉施設、児童館、図書館、警察署、消防署、美術館、公共交通機関等を含む。

保育体験：中学・高校等のクラブ活動を含む正規の教育課程、または市町村の保健事業としての思春期における保健活動体験事業において実施される、保育所における活動体験を指す。ボランティアの受入れは該当しない。

【判断基準】

- a) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っている。
- b) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章「保護者への支援」において、保育所は「その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること」とし、「地域の子育ての拠点としての機能」と「一時預かり事業」が挙げられています。
- ここに挙げられている「地域の子育て拠点の機能」とは、①子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）、②子育て等に関する相談や援助の実施、③子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進、④地域の子育て支援に関する情報の提供となっています。
- また、地域の子育て支援に関する資源の積極的な活用や子育て支援に関する地域の関係機関や団体との連携も求められています。保育所保育指針では、「市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図る」とされています。
- さらに、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携した児童虐待の予防に関する取組も、保育所に求められる地域への子育て支援に該当します。
- また、保育所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 保育所の規模や体制によって、具体的な取組は様々だと思われそうですが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 地域の保護者や子どもが保育所に遊びに来る機会を設けている。
- 電話・来園による子育て相談、障害児やその家族等に対する相談支援事業を行っている。
- 子育て支援サークルへの支援（地域の子育て家庭の親子が定期的集まる機会、地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会等）、地域の保健所や保健センター等と連携した支援事業等、地域ニーズに応じ子育て家庭が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
- 保育に関する研修会、子育てに役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 関係機関等と連携しながら、子育て支援の活動や子育て情報を地域に提供している。
- パンフレットや要覧等を地域の保護者に配布（その他ホームページ等、誰もが容易に入手できる広報媒体）するとともに、園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。

- 一時保育に積極的に取り組んでいる。
- 取組の状況に関して、以下のような項目を確認することが望ましい。
- ・一時保育のための環境の整備に配慮するとともに、担当者が決められている。
 - ・一人ひとりの子どもの日々の状態を把握し、一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。
 - ・一時保育を利用する保護者とのコミュニケーションを積極的にとれるように配慮している。
 - ・地域の子育て中の保護者や一時保育を利用する子どもの必要なケースについて相談に応じている。

言葉の定義

一時預かり事業（一時保育）：家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児に対して、主に昼間に保育所やその他の場所で一時的に預かり必要な保護を行う事業です。平成 21 年の児童福祉法の改正により、一時保育は一時預かり事業となり、第 2 種の社会福祉事業として位置付けられています。

地域子育て支援拠点事業：公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。具体的には、① 交流の場の提供・交流促進② 子育てに関する相談・援助③ 地域の子育て関連情報提供④ 子育て・子育て支援に関する講習等を行っています。

Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 30

【判断基準】

- a) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。
- b) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。
- c) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章3「地域における子育て支援」では、「市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること」とされています。
- 本評価基準では、まず、組織としての基本的な考え方・方針について、明文化されているかどうかを評価します。また、基本的な考え方には、ボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、業務の範囲等が明文化されていることが必要です。さらに、明文化された文書によって全職員がその意義や方針を理解することが重要です。
- 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの保育所が、様々な形でボランティアを受け入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、保育所側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、子どもや保護者への配慮も求められます。また、ボランティアは専門職ではないので、注意事項等の説明を十分に行う必要があります。
- また、本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、保護者等への受入れの意義・方針等の事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への受入れの意義・方針等の事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、参加者にとって有意義な機会となったり、トラブルや事故を防ぐためにもボランティアへの研修実施が必要です。
- さらに、ボランティア受入れにあたっての手順や流れ、保護者等への事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する意義・方針を明文化している。
- ボランティア受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修等を行っている。

言葉の定義

ボランティア：参加者の任意による保育所における活動を指す。学生によるもの、中学・高校のクラブ活動によるものなどを含む。

ボランティア受入れ担当者：恒常的と随時を問わず、ボランティアとの関わり（受付、調整、指導）を主として担当する職員。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。 31

【判断基準】

- a) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所の役割や機能を達成し、保育の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、保育の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、保健センター、病院、学校、地域内の他の保育所、子育て支援センター等、民生委員・児童委員や自治会等の地域団体、NPO、ボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 子どもの保育の様々な場面に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。
- 必要な情報を保護者に提供している。

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例等の検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例等の検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章では、「市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる人材の積極的な活用を図るよう努めること」、「地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携、協力して取り組むよう努めること」とされています。
- 保育所保育指針第5章1のウでは、「子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童地域対策協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」とされています。
- 子どもに対してより良い保育を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。問題解決に向けて保育所のみで抱え込むのではなく、ネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもの保育の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。保育を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 特に保育所においては、特別支援等子どもの育ちに関して、小学校との連携が重要になります。
- 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応については、要保護児童対策地域協議会への参加や児童相談所など関係機関との連携体制などが他の種別にはない重要な取組となります。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 小学校、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員や自治会、NPO等の地域団体等関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。

- 児童相談所、子育て支援センター、保育所、幼稚園、小学校、民生委員・児童委員等で構成される、要保護児童対策地域協議会に参加し、児童虐待の防止・早期発見等に努めている。
- 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、照会、通告を含む児童相談所など関係機関との連携体制が整備されている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を積極的に行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

言葉の定義

要保護児童対策地域協議会：児童福祉法の改正により平成17年4月より法定化された協議会。要保護児童の早期発見や保護を図るため地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワーク。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。 33

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。
- b) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、保育所が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 社会の変化や保護者のライフスタイルの変化に伴って、多様な子育てニーズが生まれており、地域の住民が専門的な知識・技能を持つ保育所に対して求めている支援も多岐にわたってきています。それらのニーズを積極的に把握するための取組が求められます。
- 「意見箱」を設置しているというだけの取組は、積極性という観点からb)評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受身の姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流の行事等の機会にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。
- 子育て支援センターや子育て支援関連機関・団体、民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。

【判断基準】

- a) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。
- b) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。
- c) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第1章総則1「趣旨」において、「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う役割を担うものである」とされています。
- したがって、本評価基準では、入所児やその保護者に対する福祉・子育てニーズに基づいた事業及び、地域の子育て家庭に対する福祉・子育てニーズに基づいた事業の計画の作成及び実施について評価します。
- 本評価基準では、保育所が独自に行う取組を評価します。行政側からの依頼によりサービスを新規受託することは、評価の対象ではありません。ただし、いままで地域の福祉ニーズに基づいて事業者が実施していた事業・活動を、行政側から委託を受けた場合には、当該事業・活動は評価の対象となります。
- 具体例としては、一時預かり事業、子育て支援の相談事業、園庭開放、出張保育等があります。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、計画や記録等の書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した保育・子育て・福祉ニーズ等に基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した保育・子育て・福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画、保育の計画等の中に示している。
- 計画や実施された活動に対する評価が行われている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 35

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解を持つための取組が行われている。
- b) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約;国連において1989年に発効され、日本は1994年に批准した)では、前文と本文54条にわたって、生存、保護、発達、児童の最善の利益、意志表明、思想・良心の自由など、子どもの権利を認めるとともに、児童を権利行使の主体としています。
- 保育所保育指針第1章総則「2保育所の役割」において、「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進すること」とされている。
- 保育所保育指針第1章総則「4保育所の社会的責任」(1)において、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と示されています。
- 保育所においては、一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもの特性に応じた発達を援助する保育がのぞまれています。本評価基準では、理念や基本方針の中で、その基本姿勢が明示されていることを前提とします。
- 明示された基本姿勢について組織内で共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかが本評価基準のポイントです。保育場面での標準的な実施方法(Ⅲ-2-(2)を参照)への反映や、勉強会・研修など組織全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。
- また、保育課程が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して編成されるとともに、指導計画の定期的(月に1回以上)な評価を実施、その結果に基づいて指導計画の改善を行っていることも評価します。
- あわせて、人権への配慮、性差への固定的な観念等を植え付けないような配慮など一人ひとりの子どもを尊重した保育の具体的な留意点を評価の着眼点とし、保育所全体としてどのように取組を行っているか聴取します。
- 本評価基準は、保育所における子どもの人権に対する配慮や互いを尊重する心を育むための具体的な取組を評価します。
- 本評価基準では、国や地域だけでなく、個々の地域社会や家庭のあり方の違いを含むものとします。

- 保育士だけではなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者と日常的に言葉を交わす場面で配慮するだけでなく、保護者会などの場で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。
- 職員一人ひとりが人権、権利擁護に対する深い理解が必要となることから研修会への参加や職員会議等で認識の共有化を図ることが大切です。
- 男女共同参画社会の構築に向けた諸施策が進展するなか、保育においても性差による固定的な役割分担意識を助長するような対応は避けなければなりません。

評価の着眼点

- 子どもの人権の擁護に関する取組や性差への先入観による固定的な対応がないように、基本方針や計画、保育の場面の手順などに位置付け、計画的に取組、評価を行っている。
- 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- 一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。
- 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- 子どもの態度、服装や色、遊び方、役割などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- 育児、家事、介護、仕事などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加するとともに、保育所内で共通理解をする機会を設けている。
- 子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解できるような取組を行っている。
- 文書等、子どもを主体とした表現になっている。

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。 36

【判断基準】

- a) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第1章総則では、「保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対しその解決を図るよう努めなければならない」とされています。
- 保育所保育指針第6章において、「子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知りえた事柄の秘密保持に留意すること」とされています。
- 利用者（子ども・保護者）のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、例えば、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。利用者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 職員に対し、子ども・保護者のプライバシー保護に関する基本的な知識や児童福祉法第18条の22による秘密保持の姿勢・意識を十分に理解させること、場面に応じた規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb)評価となります。
- 保育の場面ごとに作成されている手順書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。
- 設備面での配慮や工夫も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

- 子ども・保護者のプライバシー保護についての姿勢が明示されている。
- 子ども・保護者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備をし、施設・設備面での工夫をする等、組織として具体的に取り組んでいる。
- 子ども・保護者のプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者に求められる姿勢・意識、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
- 規程・マニュアル等に基づいた取組が実施されている。
- 保護者に対して、プライバシー保護についての姿勢や取組が周知されている。

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。

37

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 組織として利用者（子ども・保護者）満足の上昇に向けた仕組みを整備しているか、また利用者満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に保育の改善に向けた取組が行われているかどうかを評価します。
- 一人ひとりの子どもにとっての快適な保育は、本来は子どもが判断することですが、保護者がどのように受け止めているかという視点からも評価する必要があるため、保育の改善への重要なプロセスとして、保護者の意向の把握について評価します。
- 保護者からの把握については、具体的には、保護者の意向に関する調査、保護者への個別の聴取、保護者懇談会における聴取等があります。保護者の意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- 子どもからの把握については、一人ひとりの子どもが、保育所で安全な環境で、安心して、意欲的に過ごすことができ、その生活についてある程度の満足感を持って過ごしているかを保育者がくみ取ることが必要となります。また、保育の視点からは、子どもが保育者などの大人に自分の意思をつたえることができるような配慮が求められます。直接的な「利用者満足」と捉えることはむずかしい点もありますが、子どもの意見が具体的に保育サービスの改善に結びつくような独自の取組の推進も求められています。
- さらに、利用者満足に関する調査の結果を活用し、具体的な運営や保育の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 実施する保育の質を高めるためには、組織として定められた仕組みに従って、継続した取組を進める必要があります。このため、調査結果を随時活用するという方法では、有効な改善手法と言うことはできません。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の利用者満足に対する意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 利用者（子ども・保護者）の意向に関する調査を定期的に行っている。
- 利用者（子ども・保護者）の意向を把握する目的で、子どもの意向の把握、保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会、保育参加の機会の設置などを通して把握に努めている。
- 利用者満足に関する調査の実施、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。
- 保護者に対して、利用者満足の向上についての文書の配布や説明の機会をつくるとともに、その結果についての情報も提供している。

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。 38

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章において、「子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること」とされています。
- 本評価基準では、組織として保護者が相談したり意見を述べたりしやすいような方をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、保護者等に十分に周知されている必要があります。利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の保育所内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 保護者の相談や意見等に対する保育所の姿勢を明示し、保護者に周知している。
- 保護者が、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 保護者等に、その文書を配布したり、わかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースの確保に配慮している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する保育等の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。
- 保育所保育指針第1章総則では、「保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない」とされています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか等が評価のポイントとなります。
- また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、保育の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない、連絡方法が明示されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc)評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 苦情への検討内容や対応策を、保護者等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表し、説明している。
- 保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- 苦情を受けつけて解決を図った記録が適切に保管されている。

【判断基準】

- a) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない保護者からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている組織も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、保護者からの信頼を高めることにつながります。
- 組織には、保護者からの苦情のみならず、自ら意見や提案から組織の改善課題を発見し、質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な組織内での検討等対応方法、記録の方法さらには保護者への経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、保護者からの意見や苦情を、実施する保育の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に保育の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 迅速な対応の中には、園の方針等を伝え、理解していただく取組も含まれます。

評価の着眼点

- 保護者からの意見等に対しての組織としての姿勢が明示されている。
- 組織としての姿勢を具体化し、意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備、全職員に周知している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった保護者には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルや具体的な対応方法、対応事例について検討し、定期的な見直しを行っている。
- 苦情や意見等を保育等の改善に反映している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。

41

【判断基準】

- a) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章には、「保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない」とあります。
- 保育の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- 自己評価の意義や実施方法については、厚生労働省より「自己評価ガイドライン」が、示されています。その中で、「保育所の取組を基盤に、第三者評価など外部評価を受けることは、評価に客観性を増し、保育所の説明責任をより一層適切に果たすことにつながります」とされています。
- Ⅲ-2-(1)の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「保育の質の評価」とは、個別の子どもに対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の保育を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。保育の質の向上や改善のための取組や、保育についての定期的な自己評価等を職員参加により行っていることが求められます。
- また、自己評価および、第三者評価の結果を公表や情報提供により、保護者や地域に対して内容を明確にし、改善を行いながら社会的責任を果たすことに意義があります。

評価の着眼点

- 評価に対する組織としての姿勢が明示され、それに基づいて具体的な評価の方法や体制が整備されている。
- 保育士の自己評価と関連した保育所の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、定期的に行っている。
- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。

- 評価結果を分析・検討する場が、組織として定められ実行されている。
- 評価結果が保育の質の向上に結びついている。
- 保育所の自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。

言葉の定義

定期的な取組：例えば、①定期的な職員と施設長・主任保育士等との個別あるいはグループ面接、②定期的に職員から改善のための提案をする機会を設ける、など。

自己評価：基本的には個々の保育士についてではなく、園全体としての自己評価を指す。個々の保育士全員の自己評価を園全体で実施して、園の保育に反映させている場合などは園としての自己評価とみなす。

Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。 42

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった園の良さや組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、園の良さや組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでに至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 園の良さや課題の再確認と見直しの中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。
- また評価結果の公表について、自己評価ガイドラインでは、「一連の結果を保護者や地域住民等に対して公表したり、外部評価を得たりすることによって、評価の客観性が保たれるだけでなく、それぞれの評価の過程もより深まり、発展する」とされています。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく園の保育の良さや課題が文書化され公表されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった園の良さや課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の確認や見直しを行っている。

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。 43

【判断基準】

- a) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた保育が実施されている。
- b) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた保育の実施が十分ではない。
- c) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、以下のような観点から、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいて保育が行われているかどうかについて評価します。この場合の「文書化」は、全ての子どもに対する画一的な保育の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 保育者の関わりや子どもの活動について、標準的な実施方法が定められていることは、職員が共通の認識を持って保育にあたり、安全性を含めて一定の水準の保育を実施していることを意味します。
- 標準的な実施方法を定め、一定の水準以上の保育を保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別に計画の作成や保育の実施を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、実施時の留意点や子どもや保護者のプライバシーへの配慮、設備等保育所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する保育全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない保育が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、文書等の活用状況について、指導計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法について、保育理念や基本方針、保育課程等に基づいて作成されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、子どもの個性尊重や子どもや保護者のプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- 標準的な実施方法によって、保育がそれによって画一的なものとなっていない。

言葉の定義

標準的な実施方法：保育理念や方針に基づき、子どもの発達に沿って行われる保育の方法、保育士の関わり、配慮事項等、基本的な事柄について示したものの。

個々の保育場面：具体的な場面ごとの保育士の関わりや子どもの活動(例：登園の場面、食事の場面、遊びの場面、保護者との連携の場面、子育て支援の場面ほか)。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法の見直しは、保育士等による自己評価を基盤にし、保育所の自己評価、さらに第三者評価等を通して行います。また、保護者等からの意見・提案や公表による改善に基づいて保育の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが実施されているかどうかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、経過の記録や会議録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- 見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。

45

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- b) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- c) 一人ひとりの子どもの記録がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人ひとりに対する保育の状況は、保育所の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、サービス実施計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、指導計画に沿ってどのような保育が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したかなどについて具体的に記録されていることを指します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども個別の指導計画と、それに対する評価や記録等、児童票等の子どもの記録、ケース記録等、複数の子どもの記録を確認します。
- なお、健康診断の記録、身体計測の記録、乳幼児突然死症候群対策に関する乳児の観察記録、登園時の健康記録、疾病記録、事故記録、予防接種記録、既往症の記録は、保育実践における健康管理の基本であり、当日の保育の実践、年間または月間の保育計画に関わる基本となるものであり、記録に基づく保健指導への対応、問題発生時における対応の方針決定の基本となります。また、問題発生状況の究明にも有効です。

評価の着眼点

- 一人ひとりの子どもの記録が作成されている。
- 記録には子どもの発達状況、保育目標、生活状況の経過などが記載されている。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 指導計画に基づく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- 関係する全職員への周知の方法や取組について明示されている。

言葉の定義

保育の記録：保育の記録は、①管理上の記録（出席簿、児童票、健診記録、避難訓練簿、給食関係記録、事故発生記録、事務日誌など）と、②保育の実践上の記録（指導計画、保育日誌、保育経過記録、連絡帳、行事記録など）とに分類できる。

関係する職員：当該児童に関係する職員であり、担任（複数担任が多い）、主任保育士、施設長、栄養士・調理員、看護師等（パート職員も含む）である。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第1章総則の4「保育所の社会的責任」では、「保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない」とされています。
- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 保育所が保有する子どもの情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。ここでの情報とは、保育や相談、又は保育所入所代行業務により知り得た子どもの個人的な心身の状況、家庭の生活状況、親の心身の状況等に関する情報を指します。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です（「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」（平成17年4月施行））。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 子どもの記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 発育発達状態、既往症、感染症等の発病状況については個人名等の公表をしていない。
- 守秘義務の遵守を職員に周知している。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 保護者に対して、個人情報の保護や開示について理解されるよう丁寧に説明している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- c) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を開催していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもやその保護者の状況等に関する情報の共有は、保育や支援を行う上で欠かせないこととなります。そのための共有の手段として、個別のケースごとに検討する「ケース会議」が行われます。
- 本評価基準は、子どもやその保護者に関する情報の流れや保育や支援について、組織としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもやその保護者、家庭や居住する地域の状況、保育の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや指導計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報全てを指します。
- アセスメントや指導計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や保育内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、組織の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 子どもやその保護者についての組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 子どもやその保護者の情報を共有し、保育や支援のあり方を検討するためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- 子どもやその保護者についての情報や保育や支援のあり方が、ケース会議で検討され、全職員に周知されるようになっている。

言葉の定義

ケース会議（事例検討会）：子どもや保護者の個別のケース（事例）に対する保育や援助について、職員間で情報を共有し、保育や保護者支援に生かすために、様々な立場の職員の意見を総合し、ケースの内容、課題を明確にし、対応などについて報告・検討する会議である。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。

48

【判断基準】

- a) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、契約締結時の重要事項説明等だけではなく、複数の保育所の中から利用者が自分の希望に沿ったものを選択するための資料となるような、利用者の視点に立った情報を指します。
- 保育の内容等がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者への対応等、利用者が情報を簡単に入手できるような取組、利用者にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 本評価基準では、保育等について組織が積極的に情報提供を行うことを求めています。利用希望で訪れた人に対してパンフレットを渡しているというような取組のみでは、c) 評価となります。

評価の着眼点

- 保育所の保育の理念や内容の情報をわかりやすく提供するよう工夫している。
- 理念や、保育・保育サービスを紹介した資料を、公共施設等多数の人が手にすることができる場所に置いている。
- 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるように工夫している。
- 料金や重要事項の説明は、利用者が理解しやすい言葉で記載している。
- 誇大表現や紛らわしい表現を用いていない。
- インターネットを利用して、組織を紹介したホームページ等を作成し公開している。

言葉の定義

利用希望者：入所を希望する者や子育て支援の事業利用者等を指す。

【判断基準】

- a) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、サービス開始時に、保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうかの評価のポイントとなります。児童福祉法第48条の3において保育所の情報提供が努力義務として明記されました。保育の内容等（保育方針や一日の過ごし方、保育所の実施している保育内容）の情報の提供や説明大切になります。
- 保護者等に対する説明は、どの保護者に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 利用の説明にあたっては、保育サービスや料金等が具体的に記載された説明資料等を用意して、保護者に説明している。
- 説明にあたっては、一方的ではなく保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 利用開始にあたっては、保育・保育サービスや料金等について、保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。
- 資料の内容は、保護者にわかりやすいように工夫している。
- 見学、体験利用等の希望にその都度対応し、わかりやすく説明している。
- 説明した事柄であっても、質問等には丁寧に対応している。
- 利用開始にあたっては、保育の理念や内容、や料金等について、保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 50

【判断基準】

- a) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性への配慮が、十分ではない。
- c) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者や保育所の状況により、子どもの生活が途切れることなく、継続していくよう配慮していく必要があります。
- 保育サービスや保育所の変更等を行う場合、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要となります。
- また、保育・保育サービス終了後も保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、保護者等に伝えておくことも保育の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。
- 評価方法は、訪問調査において文書や事例の記録等の確認を行います。

評価の着眼点

- 保育サービス等の変更や他の保育所への変更等を想定して、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 保育・保育サービスが終了した後も、組織として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 保育・保育サービス終了時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。 51

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って計画的なアセスメントを行っている。
- b) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってアセスメントを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しておらず、アセスメントの手順を定めていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントでは、子どもや保護者の身体状況や生活状況等を把握するとともに、どのような保育や支援実施上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 子どもや保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、指導計画作成や援助の基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを組織が定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 利用開始後には、子どもの成長や保護者の就労など、事前に把握していた身体状況や生活状況が変化する等場合があるため、そのような状況も視野に入れた計画的なアセスメントが行われる必要があります。
- また、一定期間を経過した後も、状況が変化する場合があります、定期的な評価及び計画の見直しも求められます。
- 本評価基準では、①アセスメントに関する手順が組織として定められているかどうか、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっているかどうか、また、③その手順に従って実施されているかどうか、さらに、④アセスメントによって、個別に具体的なニーズが明示されているかどうかについて記録や個別の指導計画等をもとに評価します。定期的なアセスメントの見直しについても、組織として手順が定められていることが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、聴取、子どもの記録や個別の指導計画等の確認によって行い、入所前に誰がどのような形でアセスメントを行ったか、利用開始直後にはどのような体制で子どもの状況を確認したか、また、一定期間後に再度行ったか、利用開始前の情報と開始後の状況に違いがあった場合に、どのような手順で対応しているか、ニーズをどのように明確化し実施計画へ反映しているか、それらの情報はどのように記録されているか等を確認します。
- 組織としてアセスメントを全く行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や、生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 必要な場合は、保護者の状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録

している。

- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めて実施している。
- 様々な職種の関係職員（組織以外の関係者も含めて）が参加して、アセスメントを実施している。
- 子どもや保護者の具体的なニーズが明示されている。

言葉の定義

アセスメント：子どもの育ちや保護者の状況等の実態を明らかにし、保育や保護者支援の計画や実施に反映するための事前評価を指す。

解決すべき課題（ニーズ）：その子どもと保護者にとって必要となる保育や支援を指す。

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。 52

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。
- b) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。
- c) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章「保育の計画及び評価」において、指導計画の作成について、「保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画」を作成することとされています。
- 長期的な指導計画には、年間指導計画や期の指導計画、月間指導計画などがあります。一方、短期的な指導計画には、週案や日案、週日案などがあり、園によって様式が異なります。
- 一人ひとりの子どもについてその特性に応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、指導計画を作成することが求められます。
- 本評価基準では、子ども一人ひとりに着目した指導計画について、総合的な視点から作成するための組織としての仕組みの整備と、計画作成にあたっての具体的な保育内容等の留意点について評価を行います。
- 計画策定の仕組みとは、全ての職員による適切な役割分担と協力体制を整えることが必要となります。
- 指導計画の作成にあたっては、保育課程に基づき、子ども一人ひとりの発達状況を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容とすることが必要になります。また、ねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し子どもが主体的に活動できるようにすることが求められています。
- 指導計画の展開については、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように、子どもの主体的活動を促し、保育士等が多様な関わりを持つことが重要です。
- 計画作成の留意点は、保育においては、3歳未満児については、一人ひとりの子どもの成育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成することが望まれます。また、3歳以上児についても、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮することが望まれます。異年齢の保育についても適切な援助や環境構成ができるよう配慮することが望まれます。
- 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程や生活リズム、心身の状態に充分配慮して、保育の内容や方法、職員の体制、家庭との連携に配慮して指導計画に位置付ける必要があります。
- 障害のある子どもの保育については、一人一人の状況を考慮し、他の子どもと共に成長できるように位置付けることが望まれます。

評価の着眼点

- 職員の適切な役割分担のもと、保育課程に基づく指導計画の作成が行われている。
- 長期的な指導計画と短期的な指導計画とは関連性をもって作成されている。
- 一人ひとりの子どもの発達過程や状況に即して作成している。
- 子どもの実態を把握して作成している。
- 具体的なねらいが達成されるよう、環境を構成し、主体的に活動ができるよう配慮されている。
- 具体的な展開にあたっては柔軟に対応できるようにしている。

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章において、「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」とされています。
- 子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を図るためには、作成した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することが必要です。
- そのために、指導計画の評価・見直しに関する組織として手順を定め、実施する必要があります。その際、評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、保育の実施状況が施設長に確実に伝わる仕組みが必要です。保育の記録の確認や、担当者からの報告等が、システムとして成立しており、施設長が総合的な視点で情報を管理している状態が求められています。
- 指導計画の見直しは、保育の目標やねらいについて、また子どもの状況等について評価をしますが、個別の計画等においては、保護者の意向や説明等の配慮も必要となります。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば次の指導計画の作成やその内容に反映しているかどうか、記録等によって評価します。

評価の着眼点

- 指導計画の定期的な見直しを、組織的な評価の仕組みを定めて実施している。
- 子どもの活動内容や結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程等に配慮している。
- 自らの保育実践の振り返り保育の改善に生かしている。
- 個別の指導計画の見直しについては、保護者の意向の把握や説明等、配慮している。
- 評価した結果をもとに次の計画の作成に生かしている。
- 実際の保育に際しては、指導計画を柔軟に変更する等、状況に応じて対応している。

IV-1 保育所保育の基本

IV-1-(1) 養護と教育の一体的展開

IV-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。

54

【判断基準】

- a) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。
- b) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即して編成されているが、改善が必要である。
- c) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程や家庭及び地域の実態に即して編成されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針は「保育所における保育は養護及び教育を一体的に行うことを特性とする」と定めた児童福祉施設最低基準第35条に基づくもので、「保育所における保育の内容に関する事項」と「関連する運営に関する事項」を規定しています。
- 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されていることをふまえ、保育所保育指針に基づき、編成されていることが大切です。
- 保育課程は、保育所保育の根幹であり、入所しているすべての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、保育所生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、全職員の参画により創意工夫して編成されるものです。
- 保育課程は、地域の実態や子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成されなければなりません。
- 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければなりません。

評価の着眼点

- 保育課程が、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成されている。
- 保育課程が、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
- 保育課程が、子どもとその背景や地域の実態、また家庭の状況や保育時間などを考慮して編成されている。
- 保育課程は職員全員が参画して編成している。
- 保育課程の編成は、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。

IV-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 55

【判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、乳児保育に取り組む上での基本を、乳児保育の配慮事項として示しています。
 - ・ 疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、一人ひとりの発育・発達や健康状態の適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
 - ・ 一人ひとりの生育歴の違いに留意し、特定の保育士が応答的に関わるよう努めること。
 - ・ 職員間や嘱託医との連携を図ること、また、栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
 - ・ 保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者からの相談に応じる等保護者への支援に努めること。
 - ・ 担当の保育士が替わる場合には、職員間で協力して対応すること。
- 本評価基準は、乳児保育にふさわしい環境の整備や保育の内容・方法について評価するものです。保育所保育指針において就学前の保育が生涯にわたる「生きる力の基礎を培う」とされていることから、特に乳児期の発達特性や一人ひとりの状況に配慮した取組であるかを評価します。
- 評価にあたっては、保育者のかかわりや保育室の環境、個別の指導計画や記録等に配慮・工夫しているかどうか等を評価します。

評価の着眼点

- 保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、なおかつ安全性に配慮しながら、子どもが安心して人やものとかかわれる環境が整備されている。
- 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- 個別の指導計画を作成するとともに、一人ひとりの子どもに応じた記録や評価を行っている。
- 保育士は衛生面に配慮をしながら、子ども一人ひとりの状態に応じて丁寧なかかわりをしている。
- 授乳は、子どもが要求する時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
- 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。
- おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- 一人ひとりの生活リズムに合わせて食事や睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されるとともに一人ひとりに応じた援助が行われている。
- 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- 喃語（乳児のまだ言葉にならない声）には、ゆったりとやさしく応えている。

- 顔を見合っあやしたり、乳児とのやり取りや触れ合い遊びを行っている。
- たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- 全職員にSIDSに関する必要な知識が周知され、乳児を寝かせる場合には仰向けにし、呼吸や健康状態を定期的を確認し、記録されている。
- 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。
- 子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がされている。

【判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、3歳未満児（1・2歳児）保育に取り組む上での基本を、3歳未満児の保育の配慮事項として示しています。
 - ・ 感染症にかかりやすいので、日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
 - ・ 生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。
 - ・ 探索活動が十分できるように、活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れること。
 - ・ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めく友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。
 - ・ 情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動を促していくこと。
- 本評価基準は、1・2歳児の保育における養護と教育が一体的に展開されているかについて評価するものです。保育所保育指針において就学前の保育が生涯にわたる「生きる力の基礎を育む」とされていることから、1・2歳児の子どもにとって相応しい環境の整備や保育へどのように取り組まれているかを評価します。
- 1・2歳児の保育においては、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が次第に身につくよう、配慮することが必要です。
- その際、子どもの自我の育ちを支えられるよう、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲の環境や人・ものへの探索行動が存分にできるよう、安全に配慮しながら環境を整備したり保育士がかかわったりすることが求められます。
- 評価にあたっては、以上のことを踏まえ、保育者の個別のかかわりや保育室の環境、個別の指導計画や記録に配慮・工夫しているかどうかを評価します。

評価の着眼点

- 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- 子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣を身につけられるような配慮がされている。
- 基本的な習慣について、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して関わっている。
- 探索活動が十分に行えるような環境が整備され、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士がかかわっている。
- 子どもの自我の育ちを受け止めるとともに、子ども同士のもめ事等に対して保育士が適切なかかわりをしている。
- 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりがある。

- 「自分で」と言ったり、「いや」と拒否したりするなど、自己主張が強くなるが、自我が順調に育っている証拠であり、保育士等は子どもの気持ちをしっかりと受けとめている。
- 子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がされている。

【判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、3歳以上児（3・4・5歳児等）保育に取り組む上での基本と配慮事項を以下のように示しています。
 - ・ 基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。
 - ・ 遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くようにすること。
 - ・ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。
 - ・ 生活や遊びを通して、決まりの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮すること。
 - ・ 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫すること。
 - ・ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。
 - ・ 感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意すること。
 - ・ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- 本評価基準は、3歳以上児の保育における養護と教育が一体的に展開されているかについて評価するものです。
- 3歳から就学前までの子どもの保育は、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々とのかかわりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。
- 保育所保育指針に5領域として示されている内容を、生活や遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。
- その上で、まず集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げるような、協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え、計画することが重要です。
- 評価にあたっては、以上のことを踏まえ、保育者の個々の子どもならびに集団へのかかわり方や保育室の環境、指導計画・個別記録・これまでの諸記録について、配慮や工夫しているかどうか等を評価します。

評価の着眼点

- 子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣の定着が図られている。
- 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
- 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
- 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
- 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

IV-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。 58

【判断基準】

- a) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに十分配慮されている。
- b) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されているが、改善が必要である。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画が、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針によって、保育所児童保育要録を小学校に送付することが求められるとともに、生活や発達の連続性を踏まえ、小学校との積極的な連携を行うことがますます重要になっています。
- さらに重要なことは、子どもの発達の連続性を見据えた上で、保育所における保育が行われていること、子どもたちの生活が小学校へつながるものとして考えられ、その姿が保護者や学校に伝えられていることです。その意味では、ある特定のニーズをもった子どもに関する連携だけでなく、子どもたち全体に対してどのような計画が立てられ、保育が行われているかがポイントです。
- 本評価基準では、小学校との連携や就学を見通した保育がどのように行われているか、その計画・内容・方法についてと、保護者に対してどのようなかかわりがされているかを評価します。
- ここでは、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。
- また、活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活や遊びを通して、自然な形で子どもたち認識されるよう配慮されることが必要です。
- 保育者が小学校教員等と交流したり合同で研修したりすること、就学することについての保護者の不安を取り除き、期待と見通しが持てるようにすることなども重要です。
- 可能な範囲において、子どもたちと小学生との交流などが計画・実行されることが望まれます。
- 評価にあたっては、指導計画等に小学校への連携や就学に向けた取組が記載されているか、子どもの好奇心に応え、友だちと興味関心に沿った協同的な活動に取り組んでいるか、小学校との連携や研修・協議などを行っているか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどをもとに評価します。

評価の着眼点

- 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- 子ども同士で問題を解決し、協力して何かを作り上げるような活動がされている。
- 何かに挑戦したり、知的好奇心を伸ばすような活動がされている。
- 小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。

- 保育者が小学校教員と意見を交流したり、合同で研修したりする場が設けられている。
- 保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。
- 保育所児童保育要録の作成にあたって、保護者との信頼関係を基盤に、施設長の責任のもとに関係する職員が参画している。

言葉の定義

小学校との連携：就学前の子どもの育ちをそれ以降の生活や学びにつなげていくことは保育所の大切な役割である。保育所保育指針第4章では、「小学校との連携」として、「小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること」、「子どもの育ちを支えるための資料」となる「保育所児童保育要録」を保育所から小学校へ送付することになっている。

IV-1-(2) 環境を通して行う保育

IV-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。 59

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、保育所は子どもの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるべきことが規定されています。また、環境を通して行う保育は、就学前の保育の基本です。
- 子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように、人的・物的環境を計画的に構成、工夫して保育を行うことが大切です。
- 物的環境としては、採光や換気、保温、清潔等の環境・保健、危険の防止、保育室環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等を整備することにより、家庭的な親しみを持ってくつろげる場となるようにする配慮が求められます。また、子どもが食事や睡眠・排泄等の空間が心地よいものとして整備されていることが必要です。さらに子どもの自発的な活動を生み出し、子どもの発育・発達が促されるような教育的環境も重要です。
- 人的環境としては、優しく、穏やかな声や表情の保育者、保護者や地域の人々など多様な人々の子どもへのかかわりが、子どもの安定した生活に寄与するよう整えられていることが求められます。
- 本評価基準では、清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎといった養護の基本を支える人的・物的環境づくりに向けた取組について評価します。

評価の着眼点

- 採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。
- 設備の管理や清掃、寝具の消毒や乾燥などが十分に行われ、保育所の屋内・外ともに清潔に保たれている。
- 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。
- 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- 子どもと保育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- 一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- 安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- 保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな活動できるように配慮されている。

IV-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。 60

【判断基準】

- a) 基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。
- b) 基本的な生活習慣を身につける環境や身体的な活動ができるような環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 基本的な生活習慣を身につけたり身体的な活動ができるような環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもたちが健康・安全な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけることができるような環境が整えられているか、また積極的に体を動かし、戸外に出るなどして進んで運動しようとする時間や環境が整備されているかについて評価します。また、評価基準では、子どもが生活習慣を確立するため、一人ひとりの子どもに合わせて援助する姿勢があるかどうか、子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫がされているかといった点を評価します。
- 保育所における子どもの生活の中で、次第に基本的な生活習慣を身につけていくことが重要であり、そのための環境の整備や配慮がされることが必要です。同時に、生きていく上で必要な身体づくりの基盤をなすのが乳幼児期です。保育所では、子どもたちが進んで戸外に出て、十分に体を動かすことができるよう、適切な時間や環境を整備することが必要です。

評価の着眼点

- 食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるよう、人権に配慮した環境が整えられている。
- トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人ひとりのリズムに合わせている。
- おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。
- 午睡時には、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- 一人ひとりの状態に応じて活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- 自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。
- 遊びの中で、子どもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。
- 戸外で遊ぶ時間や空間が確保されている。
- 様々な遊具や用具を使った運動や遊びを楽しむことができるような環境が工夫され、整備されている。

IV-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。 61

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが主体的に活動するためには、第一に、子どもが自らしてみようとする気持ちを受け止めること、第二に、安心して挑戦していくことができるように働きかけること、第三に、子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共有することが重要です。
- また、子どもの主体的な活動や遊びが促され、友だちと協同で活動できるような環境や援助が必要となってきます。個別にじっくりと取り組める環境のほか、友だち同士のやりとりを促すような保育環境を整えるとともに、保育者が子ども同士の活動をつなぐような援助が大切です。
- 様々な人間関係として、クラスの友達以外にも異年齢児や保育所の中の大人、地域の方との関わり等、人との豊かな関わりの場が設定されているかどうかも重要です。
- 本評価基準では、子どもが主体的に活動できる環境や友達との協同的な体験ができる環境や援助について、指導計画に位置付けられるとともに、保育日誌等の記録に明記されているかといった点から子どもの主体的な関わりや体験による子ども同士の相互作用などについて判断し、評価します。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階や興味関心に即した玩具や遊具などが用意されている。
- 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- 子どもが自由に遊べる時間や空間が確保されている。
- 子どもが友だちと協同して遊べるような機会が提供されている。
- 異年齢の子どもとの交流が行われている。
- 当番活動など子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- 子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
- 子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。
- 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。
- 順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールを身につけていくような取組が行われている。

IV-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。 62

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境がどちらかといえば整備されているが、改善が必要である。
- c) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 生活環境の変化から、子どもたちは身近な自然に触れたり、様々な人とかかわったりすることが難しくなっています。たとえ自然環境が豊かな地域に住んでいても、積極的に自然とかかわるためには、これまで以上に保育者の配慮が必要です。物理的にあまり豊かとは言えない環境においても、子どもたちが主体的に自然や社会にかかわることができるように工夫することによって、その効果を最大限にすることが考えられます。
- 本評価基準では、子どもが主体的に身近な自然や社会と関わるができるような工夫や取組を評価します。
- 具体的には、指導計画の中に保育環境や身近な自然や社会と関わるために必要な配慮・援助などが記載されているか、実際に保育に取り入れて子どもが主体的にかかわっているか、といった点を評価します。

評価の着眼点

- 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- 庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を子どもたちが積極的に利用し、遊びや環境の中に取り入れている。
- 散歩や行事などで、子どもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくっている。
- 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。
- 季節や自然に対する興味を広げるために、関連した絵本等が準備されている。

IV-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。 63

【判断基準】

- a) 豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、保育の中で、言葉を含めて様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているかについて評価します。
- 評価にあたっては、指導計画に、子どもが様々な言語や表現活動に触れたり体験できたりするような工夫や配慮が記載されていること、実際に子どもが表現したものが尊重され、保育環境の中にかかれていることなどを評価します。

評価の着眼点

- 遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会が設けられている。
- 絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。
- 保育の環境には、写真や絵などとともに、自然な形で文字が取り入れられている。
- 子どもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったりすることができる。
- 子どもが遊びや活動の中で自分自身の興味・関心に応じて、様々な楽器を楽しめるようになっている。
- クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などを子どもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。
- 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- 子どもがいろいろな人に対して、文字や話し言葉、製作物や絵、音楽や身体表現など、様々な方法や媒体で表現する機会が数多くある。

IV-1-(3) 職員の資質向上

IV-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。 64

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が十分図られている。
- b) 保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。
- c) 保育士等が主体的に自己評価に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章2-(1)「保育士等の自己評価」において、「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」と、保育士等が自らの保育実践に対する自己評価を行うことが示されています。
- 保育士等が行う自己評価は保育実践の改善のために行うものです。評価の視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。
- また、「保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い」と、保育士等の自己評価を踏まえた保育所の自己評価を行うことが示されています。
- また、「保育所の自己評価」の留意事項として、保育所の自己評価に際しては「全職員による共通理解を持って取り組むこと」とされています。

評価の着眼点

- 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて自らの保育実践を振り返ることにより、自己評価に取り組んでいる。
- 自己評価に当たって、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に配慮している。
- 保育士等が自己評価により、自らの保育実践を振り返り、改善や専門性の向上に努めている。
- 保育士等の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、年1回以上定期的に行っている。
- 保育士等の自己評価が互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- 保育士等の自己評価を踏まえた保育所の自己評価を行っている。

IV-2 子どもの生活と発達

IV-2-(1) 生活と発達の連続性

IV-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。 65

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が適切に行われている。
- b) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われているが、改善が必要である。
- c) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの最善の利益を考慮し、心身共に健やかな子どもを育てるために子どものあるがままの姿を受け止め、きめ細やかな関わりや援助をしていくことが必要です。そのためには、子どもを理解することが重要です。
- また、子どもを受容していくためには、家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、その対応のために職員間での理解を深めておく必要があります。
- その際、指導計画などに、一人ひとりの子どもを受容するための援助が書かれていることが望ましく、気になる場面や記録については、①子どもの内面や状況をよく理解しているか、②保育上の明確かつ適切な意図があるか（ただし、いずれも子どもの心を傷つけたりダメージを与えたりしない範囲のものでなければならない）、③保護者との連携、④危険がないかどうか、といった点に留意してあらためてその援助の内容を確認する必要があります。
- 本評価基準では、子ども一人ひとりへの理解を深めるとともに、受容することによって状態に応じた配慮が行われているか保育所における取組を評価します。

評価の着眼点

- 家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
- 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- 「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。
- 子どもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応している。
- 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- 登所時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

IV-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 66

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられるが改善が必要である。
- c) 障害のある子どもが安心できる保育環境および保育の内容や方法について、配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章において、「一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、」障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づける」「家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する」など適切な対応が求められています。
- 本評価基準では、障害児保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。
- 評価のポイントとしては、障害のある子どもとそれに係わる保育に関することについて保育所全体で定期的に話し合う機会を設けていることや、年1回以上、その内容が保育所全体で共有されるような職員研修の取組がある等、組織的な対応が図られていることのほか、子どもが受けている医療や療育に同行する、あるいは手紙等で相談し、助言を受ける、専門家の巡回訪問相談がある、専門家との事例研究会を行っているなど必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けていることがあげられます。
- 保育の方法や内容について、個別の指導計画を作成し、日常的に保護者と話して理解を得ることや、子どもの発達状況・課題発達について情報を共有し、認識の相違をなくすよう努めているといった保護者との連携も重要なポイントとなります。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有している、あるいは専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取組も必要です。
- 障害のある子どもの情緒の安定や意欲の向上のために、好きなことや得意なことを中心として、どのようにすればその子どもが保育所や家庭で楽しく過ごすことができるかを考えることが必要です。
- 加えて、連絡帳、送迎時の日常的な情報交換のほか、個人面談などを通じて家庭と保育所それぞれにおける子どもの姿について情報を交換し、共有している（日常的に保護者に保育所での子どもの様子を話しているか、保育所は家庭での様子を理解しているか）ことが大切です。
- あわせて、保育所の保護者全体に対しても障害児保育への正しい認識ができるような取組も重要となります。

評価の着眼点

- 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- 障害の内容等に応じて建物、設備等の環境への配慮がみられる。

- 障害のある子どもの生活の質を高められるよう、その子どもの特性を活かすように遊びや全体の保育の計画が作成されている。
- 障害のある子どもの特性に配慮した個別の計画が立てられている。
- 保護者との連携を密にし、相互理解を図っている。
- 障害児保育について保育所全体で定期的話し合う機会を設けている。
- 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- 保護者に障害児保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

IV-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。 67

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に十分配慮されている。
- b) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。
- c) 長時間にわたる保育のための環境および保育の内容や方法に配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章において、「子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること」とされています。
- 本評価基準では、長時間にわたる保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。なお、本評価基準に言う「長時間にわたる保育」とは特別保育事業としての「延長保育」に限らず、通常の保育所保育が長時間にわたることも含むことに留意が必要です。
- 指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを基本として、家庭的な雰囲気やくつろぎをつくりだすための工夫や実際の効果を評価するほか、職員間の引継ぎや保護者との連携について子どもの健康状態、保護者に伝えるべき事柄、保育上の留意点等が確実に引き継ぎ、伝達されているかといった点を評価します。

評価の着眼点

- 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、計画性をもった取組となっている。
- 畳やじゅうたん、ソファなど寝転ぶことができる環境、おもいおもいに遊ぶことができる遊具などがあり、家庭的な雰囲気が感じられる。
- 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供され、献立表にその日の夕食や軽食の内容が明記されている。
- 一人ひとりの子どもの要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
- 保護者との連携を密にして、子どもの生活リズムに配慮している。

IV-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

IV-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 68

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。
- b) 子ども一人ひとりの健康状態に応じて健康管理を実施しているが、マニュアルや保健計画などはなく、改善が必要である。
- c) 子ども一人ひとりの健康状態に応じた健康管理を、実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章において、「一人一人の子ども」「子ども集団全体」の「健康の保持及び増進並びに安全の確保に努めなければならない」とされています。
- また、「年間を通じて計画的に取り組むこと」「保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について、周知するよう努めること」とされています。
- 健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態と集団の状況に応じて日々、丁寧に実施することが大切です。
- あわせて、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備、それぞれの職員が必要な知識等を習得しておくことが必要となります。
- そのためには、常に保護者から既往症や予防接種の接種状況、乳幼児健診等、子どもの健康状態に関する情報を得られるような取組が必要となります。
- また、子ども一人ひとりの健康状態は関係職員間でその情報が共有されることが大切です。

評価の着眼点

- 既往症や予防接種の状況について常に保護者から情報を得られるように努めている。
- 子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。
- 体調のすぐれない子どもについては、保護者と確認し食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。
- 子どもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。
- 健康管理に関するマニュアルや保健計画を作成している。

言葉の定義

保健計画：一人ひとりの子どもの健康の保持、増進のため、保護者の協力を得ながら、家庭での生活リズムや食習慣等を把握し発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助するための計画。

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしているが、改善が必要である。
- c) 食事を楽しむことができるような環境設定や工夫をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章において、「食育の推進」が示されています。その中で「生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと」が期待されています。
- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、食育計画を作成し保育の計画に位置づけ、その評価及び改善に努めることが求められます。
- 発達にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食育の観点から食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- さらに、子どもと調理員との関わりや調理室など食に関わる保育環境に配慮することが求められます。
- 近年では長時間保育や夜間保育も増加、家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、保育所における食生活の充実を図るとともに、食事を介して保護者との連携、保護者への指導、支援も必要とされています。
- 本評価基準では、子どもの発達状況や嗜好に配慮して食事を楽しむことができるような保育所における工夫を評価します。
- なお、本評価基準では主として保育士・調理員・栄養士による取組が評価の対象となります。

評価の着眼点

- 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- 子どもが友だちや保育士等と一緒に食事を楽しんでいる。
- 子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
- 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫をしている。
- 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- 調理作業をしている場面を子どもたちが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。
- 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置付けている。
- 子どもの生活リズムに配慮して食事やおやつを提供している。

IV-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。 70

【判断基準】

- a) 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。
- b) 子どもの喫食状況を把握し、献立の作成・調理が工夫されているが、改善が必要である。
- c) 子どもの喫食状況の把握、献立の作成・調理の工夫がされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所が行う給食の調理方法については、子どもの身体状況及び嗜好を十分考慮したものにすることがあります。
- 本評価基準では、保育所における献立の作成や調理の工夫について具体的な取組を評価します。
- なお、本評価基準では調理員・栄養士・保育士による取組が評価の対象となります。

評価の着眼点

- 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。
- 食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。
- 食器の材質や形などに配慮している。
- おやつは、できる限り手作りを心がけている。
- 栄養士や調理員等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- 子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した、調理の工夫がされている。

IV-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。 71

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。
- b) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させているが、改善が必要である。
- c) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達せず、保育に反映させていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 健康診断・歯科健診は、一人ひとりの子どもの発育・発達状態や健康の状態を知り、日々の健康管理に有効活用することが大切です。そのためには、記録を残すとともに、子どもの健康増進、又は受診、治療のために、保護者とも連携して進めていく必要があります。
- 診断結果によっては、嘱託医、保護者と連携し適切な援助が受けられるよう、市町村や保健・医療の関係機関と連携を図る必要があります。
- 歯科健診については、歯と口の健康が生涯の心身の健康に影響することから、健診のみではなく、歯磨き指導や食に関する指導なども積極的に取り組む必要があります。

評価の着眼点

- 健康診断・歯科健診の結果が記録され、職員に周知されている。
- 家庭での保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えられている。
- 健康診断・歯科健診の結果を保健計画等に反映させ、保育が行われている。

IV-2-(3) 健康及び安全の実施体制

IV-2-(3)-① アレルギー-疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。 72

【判断基準】

- a) アレルギー-疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。
- b) アレルギー-疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け対応しているが、改善が必要である。
- c) アレルギー-疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受けず、適切に対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章において、「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じ」対応することとされています。
- アレルギー-疾患、慢性疾患等の子どもにおいては、子どもの状況に応じて、主治医等、保護者との連携の下に保育所が適切な対応がとれるようにします。
- アレルギー-においては誤食等により死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行う他、日頃から主治医や嘱託医との連携を図ることや記録での配慮等、適切な対応策を講じておくことも重要となります。
- また、全職員にアレルギー-疾患等についての必要な知識や情報が周知されていることも評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 主治医等による細かい指示のもと、保育所での生活に配慮をしている。
- 食事の献立や除去期間などに関する主治医等からの指示がある。
- アトピー-性皮膚炎・食物アレルギー-の子どもに対して、主治医の指示のもと、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- 食事の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。

IV-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 73

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルはあるが、適切に実施されず、改善が必要である。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがなく、適切に実施されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な保育の質の保証であり、保護者等が強く望むものです。衛生管理のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、保育の質の向上を目指す意味からも積極的に取り組む必要があります。
- また、衛生管理のための体制の確立には、施設長等が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 衛生管理の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。衛生管理を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくことにもつながります。なお、マニュアルは保育所の状況に応じて保育所独自に作成したものが望ましいが、自治体等が作成したもの、またはそれに準じたものを利用していてもよいこととします。

評価の着眼点

- 施設長等は衛生管理の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 衛生管理等に関する担当者・担当部署を設置している。
- 担当者等を中心にして、定期的に衛生管理に関する検討会を開催している。
- 衛生管理マニュアルを作成し職員に周知、研修を行っている。
- マニュアルは定期的に見直しを行っている。

Ⅳ-3 保護者に対する支援

Ⅳ-3-(1) 家庭との緊密な連携

Ⅳ-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。 74

【判断基準】

- a) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。
- b) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような取組をしているが、改善が必要である。
- c) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章3「食育の推進」において、子どもが「意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べる事を楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと」を期待することなどが目標とされ、食育の計画や評価が努力義務とされました。
- 保育所における食事は、昨今の長時間保育や夜間保育の増加もあいまって家庭における食生活と同様に重要なものです。
- そのため、子どもの食生活について家庭と十分な連携を図ることが必要となります。
- 本評価基準では、子どもの食生活に関する家庭との連携についてその具体的な取組を評価します。
- なお、地域の子育て支援においても保護者の不安や悩みが多いことから、栄養士、調理員等との連携も含めて、保育所全体での取組が評価の対象となります。
- 保護者において食への理解が深まり、子どもと食べることやつくることに喜びがもてるような取組も大切です。

評価の着眼点

- 食育の計画を作成し評価するとともに、家庭との連携についても計画的に進められている。
- 家庭での食事の状況を把握している。
- 献立表をわかりやすく作成し、事前に配布している。
- レシピを提示するなどし、保護者に保育所で提供する食事に対する関心を促している。
- 保護者が試食できる機会を設けるなど、栄養・味付け・食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。
- サンプルを掲示し、その日の献立や量を子どもや保護者にも知らせている。
- 食材や食器の素材の安全性に留意し、保護者にも伝えている。
- 発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。
- 保護者からの食に関する相談、助言体験の機会を設けたり、保護者が食育に関心を持つような取組をしている。

【判断基準】

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っているが、改善が必要である。
- c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章1「保育所における保護者に対する支援の基本」2「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」において、様々な場面を活用しながら一人ひとりの保護者に対する支援を行うことが記されています。
- 本評価基準では、子育て相談に応じたり、個別面談を行うなど、保護者に対する育児支援の取組状況について評価します。
- 子育て環境が大きく変化するなか、保育所には保護者の状況に応じた子育て相談の機能が期待されています。
- 具体的には、送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換のほか、様々な場面で必要とする保護者の子育て相談に応じたり、個別面談など個別の支援の機会を設ける等、積極的な取組を行っている点を評価します。
- 実際の評価にあたっては、保護者への案内や、実施実績の状況、日常的な情報交換の状況について記録などによって確認します。
- 保育所と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解を持っておく必要があるものも多いため、記録されていることが必要となります。
- 記録にあたってはどのような内容は記録に残さなければならないか、といった基準を明確に設け、記録する内容について職員間でばらつきが生じないようにすることが大切です。

評価の着眼点

- 個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。
- 連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。
- 様々な機会を活用して、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるよう様々な支援をしている。
- 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。
- 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

IV-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。

76

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るためには改善が必要である。
- c) 懇談会などの話し合いの場、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章2の(2)では、「保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること」とされ、保育について保護者への理解を促す様々な取組が求められています。
- 日常的な対話や懇談会のほか、保育実践の場面に保護者が参加することも大切です。
- 保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直接子どもとふれあい、働きかける機会です。子どもからの反応も直接的に実感できることから、保護者が保育の意図を理解したり、子どもの発達や育児をともに考える良いチャンスであると考えられます。
- 本評価基準では、日常的な対話や懇談会のほかに保護者の保育参加等、保護者と保育所が子どもの発達(育ち)の過程や問題、育児(子育て)の方法などについて共通理解を得るための機会を積極的に設けていることを評価します。

評価の着眼点

- 保護者に保育の意図や保育についての理解を促す機会を設けている。
- 保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けている。
- 保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

IV-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。

77

【判断基準】

- a) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見及び虐待の予防に積極的に努めている。
- b) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めているが、取り組みの改善が必要である。
- c) 不適切な養育や虐待を疑われる子どもの早期発見や虐待の予防に努めていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。
- また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。
- さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。
- 保育所保育指針解説書には、「子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かに観察することが必要」「保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが望まれます」とされています。日頃から児童虐待の兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。
- 万が一、不適切な養育や虐待が疑われるような場合には情報が施設長に必ず届くような体制を整えておくことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。また、施設長は速やかに関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておく必要があります。

評価の着眼点

- 不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。
- 子どもの心身の状態に配慮している。
- 養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助している。
- 保護者や家族の養育状態、特に不適切な養育状態の把握に努めている。
- 児童虐待及びその防止に関して保護者への啓発に努めている。
- 職員に対して不適切な養育や虐待が疑われる子どもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。
- 児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- マニュアルに基づく職員研修を実施している。

言葉の定義

不適切な養育：保護者の養育に不適切な関わりが見られ、それにより子どもが苦痛を感じたり、子どもの心身に問題や危険が生じるような状態。